

(2) 委員からの情報提供「特徴・歴史」

黒田委員

「付替 250 年碑文及びその他の歴史記述の間違い
について」

「大和川付替工事と被差別部落の形成」 配付資料

① 大和川と石川の合流点の築留にある大和川付替二百五十年記念碑批判

大和川付替二百五十年記念碑（原文通り）

大和川の流路を現在の如く一変した宝永元年の付替は、永年にもわたる郷土先賢の大なる努力の結実であり、我國治水史上に輝く大華業である。大和川はもと大和盆地の積水を集め、龜の嶺の峡谷を経て河内に入り、石川を併せて柏原より西北に向い長瀬川玉串川に分流し、玉串川は更に吉田斐江川に別れ深野池新開地の広い沼沢に通じ西に転じて長瀬川と会し、京橋に到り淀川と合流して海に注いだ。河内の流域一帯は土地低湿のため水勢緩やかで土砂の堆積多し、河床が次第に本田より高くなり、長瀬川と合流して海に注いだ。来洪水相継いだ。堤防を築き河床を浚えるなど防急の改修は度々行なわれたが、根本的な治水の功を見ずして長い歳月が流れた。江戸時代に及んで水害愈々甚だしく大開あれば氾濫して濁流襲い田畠流れ家屋没し非常な惨状を呈したので沿岸の村々は根本的な治水を切望した。これに応じて今米村の川中丸兵衛は芝村の乙川三郎兵衛、曾根三郎左衛門らと協力し、深く地形を研究して柏原より西に流れて直ちに海に入るよう大和川付替の急務を唱え、幕府に訴願した。幕府は之を許さなかつたが、治水の根本策を對する必要を感じ、これより度々役人を清河の地に派遣して水城を築地踏査せしめ、その対策を検討することとなった。斯くして水害の根絶と新田の開墾を説いて付替に賛成する者あり、之に対して寧ろ河口を浚えるに若かずとして反対する者あり、幕府の方針定らずして新川予定地の標示が或は打ち込まれ或は引き抜かれた。村々の間に付替賛否の論が沸き起り激しい訴願が相絶いだ。かゝる間に先の人々は深い憂いを抱きながら没し、幕府の施策も概ね河口の浚渫に傾いた。この時今米村の中甚兵衛はよく先人の志を継ぎ詳しく地城を調査し、具さに得失を考究し窮境にあつて少しも屈せず江戸に從來して益々熱心に付替を幕府に訴願し斥責して己まなかつた。代官萬年長十郎これに賛成し幕議ついに付替に決するに至つた。元禄十六年十月二十八日幕府は大和川改修の命を發して役人を派遣し、姫路藩らにこれが助役を命じて工を起し、一年の歳月を経て寶永元年十月十三日この大工事は完成した。ここに至つて宿願全く達成せられ新大和川は西に流れて頻年の水害そのあとを絶ち河床は開墾せられて広い新田となり古川は用水川となつてその楯を設けよく田畠を潤して農業大いに興り嘗つての洪水の地變じて近代文化の培養地となつた。

今や大和川付替二百五十年を迎え藝智賢地同土境改農区、相繼し記念碑を建てて先賢の功業を讃えるにあたり嗚を受けてこの文を記す次第である。

昭和二十九年十月十三日

大阪府知事 赤間文三書

▲文中「中甚兵衛」とあるが「中」姓は工事終了後与えられたもので、工事促進派として活動していた時は「甚兵衛」である。

工事中は普請奉行が「大久保甚兵衛忠香」なので、「甚助」と自ら名乗った



・川中丸兵衛―通説では甚兵衛の父と言われているが、父の俗名や付替工事への関わりは不明で、法名の釈道尊のみわかっているにすぎない「川中」ではない。

・乙川三郎兵衛は実在が確かめられていない。

・曾根三郎左衛門も不詳で長曾根三郎右衛門の事か？

・姫路藩は工事開始（2月27日）後3月21日、藩主本多忠国の死去により引き上げている。4月1日岸和田、三田、明石藩等に工事を割り当てた。

・碑は一九五五年三月二五日にたてられた。

学習資料

一年遅れの大和川付替工事二五〇年碑

大和川と石川の合流点の築留に「大和川付替二五〇年記念碑」があります。

八尾市商工会議所が一〇〇万円の資金で、一九五五年三月二十五日に除幕式を行いました。が、赤間文三大阪府知事による碑文は、竣工式のあった二五〇年目の一九五四

年すなわち昭和二九年十月十三日とされています。

川中九兵衛は実在しない説

この碑文に誤りがありま

す。中甚兵衛の父親とされ

川中家の中甚兵衛生家伝承批判

されていることです。

今米村の甚兵衛は付替工

事完成後に功績により苗字

帯刀を許され、「中」姓を始

めて名乗ったのです。川中

の姓は当時なかったのです。

中甚兵衛の十代目の子孫

である東住吉区山坂町在の

中好幸さんは、代々家に伝

わっている家系図などによ

り甚兵衛の父の戒名は「釈

道尊」（一六五六年没）と

確認できるが、生前は「九

兵衛」であったとは確認で

きないと、著書「改流ノ一

ト」で主張されています。

川中家は甚兵衛の孫の家

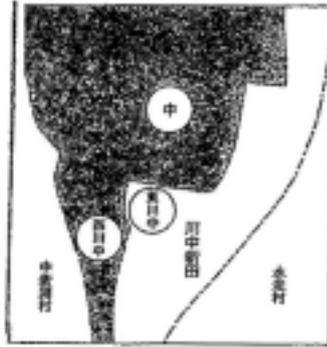
現在の川中家の屋敷林は

「今米緑地保全地区」とな

っており、その説明板には、

東川中は甚兵衛の娘と結婚した河内屋五郎平宅。

西川中は今の川中家。一九七六年、五郎平の妻（甚兵衛の娘）死去。長男平蔵四才。五郎平は再婚。平蔵が後に独立し川中三郎平となる。



▲ 幕末の今米村庄屋を囲めた三家



旧今米村の川中家



川中家より約200m北の中甚兵衛旧家跡の石垣



築留の治水記念公園に建つ中甚兵衛さんの銅像

大阪菊屋町の河内屋五郎平が、吉田川を埋立てて川中新田を開き、中甚兵衛の娘と結婚し、その長男の三郎平が一七五九年に新居をかまえたのが、今の川中家であるとされています。中甚兵衛の没後二九年目でした。

⑨ 被差別部落と大和川（２） 矢田部落

1704年の大和川付け替え工事の時、今の近鉄の大和川鉄橋付近に住まわされていた「かわた百姓」の居住地が川底に沈められた。そして「かわた百姓」は、南からの流れをせき止められた西除川の河川敷に住まわされた。これが矢田部落の起源なのです。

北の神さん（道祖神=賽の神）が旧部落の境になりますが、今の消防署と区役所の出張所の前から近鉄高架下にかけて、大きくS字型に道が曲がっています。これが西除川の堤防跡地です。北西側は河原跡で、今も少し低地になっています。

1736（元文元）年2月の村明細帳によると、城蓮寺村と同じくらいの人口なのに、米の収穫量は1/10で貧しかったことがわかります。が、青物売り（野菜の行商やせった売り）などで現金収入を得ていました。

	城蓮寺村	富田新田
総高	291.2石	25.6石
総戸数	42戸	44戸
高持戸数	22戸	28戸
水呑百姓	20戸	16戸
人口	198人	206人
男	99人	108人
女	99人	98人
牛数	5匹	3匹

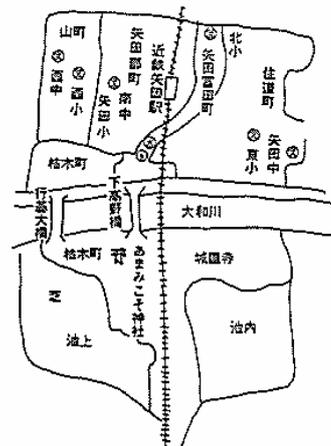
注 元文元（1736）年8月の「村明細帳」によった。



あおももの行商



せったなoshi



「穢多」の屋敷地が大和川の川底になった文書
 穢多の持ちたる御代替地と枯木領で修築費(園役)を負担している堤防
 二町八反二畝二八歩 枯木村への御代替地で何麻英許曾神社宮の所領の所置屋敷床(ゆか)と今川の下、西瓜畠も同じく入る。
 是はむかしから穢多共が枯木村領に住んでいた所、川邊(大和川の付け替工事)で居(すま)い(屋敷)まで川原に入ってしまったので、当(城蓮寺)村へ下(お)かれ(た)代(替)地の中へ屋敷床(ゆか)を引越(せ)させられたので、枯木領の持地の穢多の分を引越(せ)させられた分、並に堤の園圃(園)を敷(き)共(に)且(かつ)つ(た)官(阿麻婆)許曾神社の西の枯木村へやられた御代替地、今川の下(西)西瓜畠(へ)やられた御代替地は右(二)ヶ村(枯木村と西瓜畠村)には少ない(狭い)土地(の)為(に)、当(城蓮寺)村に支配(せい)する(よ)う願(ねが)まれ、くだん(住)の町歩(町)を一つにまとめて城蓮寺村へお渡(わた)しあそば(せ)されました。

「穢多」の屋敷地が大和川の川底になった文書
 穢多持御代地枯木領因役堤
 武町八反或(又)廿八歩 枯木御代地入官本
 阿留屋敷床西瓜畠同断 共
 今川ノ下
 是ハ住古穢多共枯木村領在所、川邊二付、屋敷畠川床(へ)入(れ)候二付、当村へ被下置候代地之内へ屋敷床被引越申候二付、枯木領持地穢多分引越へ御代地被遣候分并堤園圃(園)敷とも、且又官ノ西枯木村へ被遣候御代地、今川ノ下西瓜畠へ被遣候御代地、右二ヶ村少々糞(糞)故、当村支配被相頼、仍之町歩一堀二城蓮寺村へ御渡被遊候
 この文書は、「城蓮寺村誌」の中のを巻口上(五)水三二(二七〇五)七月二日(松原市史第五巻二三〇頁)

だから、江戸時代を通じての人口増加率は、城蓮寺村は167%でしたが、矢田富田村（部落）は257%でした。

(2) 浅香部落と河川敷自然公園

浅香部落は1704年の大和川付け替え工事の時の諸国からの人夫が、「あられ松原」といわれるこの地に住み着いて飯場が村になった。記録によると1721（享保6）年といわれている。

杉本新田に大和川の川水を農業用水として汲み入れるため三連の踏み車を踏んで水を入れて仕事をしていた。

部落が拡大することを近郊の百姓らは恐れ土地を貸さなかったため、大和川堤防や大和川の中の河川敷に住まざるを得なかった。五軒で一つの共同便所と井戸で生活し、行商や廃品回収で生計をたてていた。大和川の水を飲み水として売り歩いていた人もいた。

1957年に地下鉄あびこ車庫ができた。反対運動をしたが成功せず、公民館、風呂、狭い公園を獲得できただけで西は大阪市立大、北は地下鉄あびこ車庫、南は大和川で周辺地域から分断され「陸の孤島」と化した。

1965年7月に住宅要求組合を作り貸家を営む家主階層の反対を押し切って150戸の建設に成功した。

1971年1月部落解放総合長期計画を作成。河川敷の住宅を撤去し陸へ押し上

水車による水の汲みあげ作業



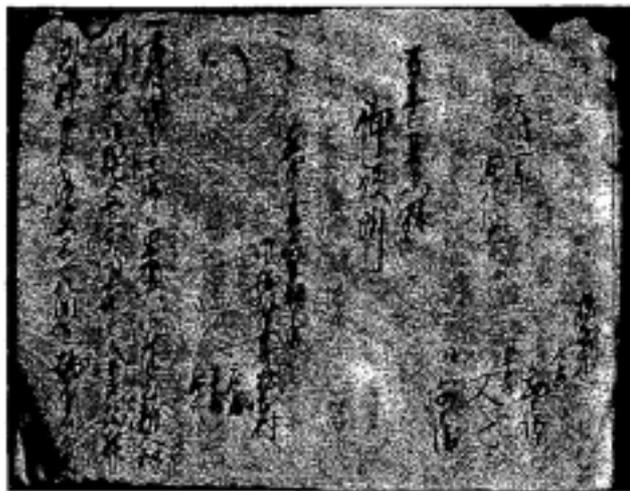
げる街づくりが始まった。

1982年の大水害の時は、一軒の空き家を残すのみとなって、部落解放運動が生命と財産を救ったことになる。

現在、地下鉄車庫も撤去され中百舌鳥へ移転したので、跡地に我孫子南中学や海外研修センターや障害者会館等々も建てられ甲子園の約十倍の土地の街づくりが進行している。

自然石護岸は市大側にあり魚群の産卵場所になることを期待している。川に下りられる階段や河川敷にテニスコートなどをおいて、子どもとお年寄りに優しい公園づくりが行われている。

寛政四（一七九二）年に、杉本村の農民は、自分たちの窮状をつぎのように訴えている。



用水不足についての嘆願書

一、當村之儀者高場ニ而學損所ニ御座候尤、新大和川流水御田地五間余り下通り大故井戸杯村之外深井戸之次第五間八間迄細不申候而者：

一、大和川のつけかえがなされる以前には、村内に二〇軒ほどの農家があった。つけかえ工事後は、だんだん農家がなくなりたなくなつて家が残り、今は、村内の人家は八〇軒余になつてしまつた。

一、これは、村高に感じた人数にさえ不足するようなことになつてゐる。そのため、最近の農家は暮しむきにも困つてゐる。

二、このように個別に立地条件のわるいところであるから、ほかの村から当村へ奉公にくるものもない。当村が大和川よりも五間ほど高いので、米をつくるにも、水をくみあげるための、人足が必要であるという事情は、大和川のつけかえ工事のまゝとはくらべものにならない。

このような危機にたつたとき、杉本村でも部落差別の問題が表面にでてきます。これがどのようなかたちで、部落差別とかかわるのでしようか。安政三（一八五〇）年九月の記録が、私たちにそれを教えてくれます。

杉本村の百姓は、昼夜にわたつて、井戸から田畑へ水を汲みあげること手いっぱいであつて、大和川からの水のくみあげをするいとまはない。そこで、杉本街の住人に、一日に一人銀二〇文で、用水車を買ふまかせてゐる。しかし、水をくみあげるためには、用水車を五、六個から場所によつては二五個ほどつなごあわせなければならぬ。そのため、用水車の踏車（たまたり）をいじめとして、多くの費用がかかるので、今ではこまりはてゐる。

浅香の歴史と生活 ① 浅香のおこり

23頁〜27頁